



報道発表資料の配付日時 9月22日(水) 15時00分

発表項目 (行事名)	「酒類販売事業者特別支援金」8月・9月分の申請受付開始について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、本道における緊急事態措置やまん延防止等重点措置により酒類提供停止の要請に応じた特定措置区域の飲食店と取引がある酒類販売事業者の皆様、国の月次支援金に上乗せして支援金を給付する「酒類販売事業者特別支援金」について、これまで対象としていた5月・6月分に加えて、<u>この度、8月・9月分を追加し、9月24日(金)から受付を開始するとともに、5月・6月分の受付期間を延長しますのでお知らせします。</u></p> <p>1 対象事業者 北海道内に本店・本社のある酒類製造事業者と酒類販売事業者で、国の月次支援金を受給している方</p> <p>2 主な給付要件</p> <p>(1) 2021年5月・6月及び8月・9月のうち、単月または複数月において国の月次支援金の給付を受けていること。</p> <p>(2) 2021年5月から6月及び8月から9月の北海道における緊急事態措置やまん延防止等重点措置により酒類提供停止要請に応じた特定措置区域の飲食店と直接または間接の反復継続した取引のある酒類販売事業者または酒類製造事業者であること。</p> <p>(3) 当支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。</p> <p>3 給付額 2021年5月・6月及び8月・9月の各月において、売上減少額のうち、国の月次支援金の給付を受けてなお生じる不足分について下記の金額を上限として給付します。 【中小法人等】上限20万円/月 【個人事業者】上限10万円/月</p> <p>4 申請受付期間 5月・6月分 2021年7月30日(金)～2022年1月31日(月) 8月・9月分 2021年9月24日(金)～2022年1月31日(月)</p> <p>5 申請の手引き・申請書等の入手方法 下記の道ホームページで公開します。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/syuruitokubetsushienkin.html</p> <p>6 申請に関するお問合せ先 【酒類販売事業者特別支援金事務局】011-798-0579 平日 9:30～17:30</p>		
参考	詳細は、添付資料をご参照ください。		

報道(取材)に当たってのお願い	新型コロナウイルス感染症の影響により事業資金を必要としている酒類販売事業者の皆様にご活用いただくため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当(連絡先)	経済部 中小企業課 (担当者: 杉田) TEL ダイヤルイン 011-204-5341 内線 26-607		
---------	-------------------------------------------------------------	--	--



北海道

酒類販売事業者特別支援金のご案内

北海道における緊急事態措置による飲食店への酒類の提供停止の要請等の影響を受け、厳しい状況が続いている道内の酒類販売事業者の方へ、国の月次支援金に上乗せして支援金を給付します。

酒類販売事業者特別支援金 8月分 9月分 が追加になりました。

申請受付期間

5月分・6月分

受付中!!

2022年 1月 31日(月)まで

※1月31日消印有効

受付期間延長

8月分・9月分

2021年 9月 24日(金) 申請受付開始

期間：2021年9月24日(金)～2022年1月31日(月)まで ※1月31日消印有効

対象事業者

北海道内に本店・本社のある酒類製造事業者と酒類販売事業者で、**国の月次支援金を受給している方**が対象となります。

※中小法人、個人事業者等に限りません。

※本支援金の申請には **国の月次支援金の給付通知書のコピーが必要** となります。

主な給付要件

- ① 2021年5月・6月及び8月・9月の各月に係る **国の月次支援金の給付**を受けていること。
- ② 2021年5月～6月及び8月～9月に **北海道における緊急事態措置の特定措置区域の飲食店**※1と直接または間接の反復継続した取引のある **酒類販売事業者または酒類製造事業者**※2であること。

特定措置区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

※1 酒類提供停止の要請に応じた飲食店とします。(まん延防止等重点措置に伴う停止の要請に応じた飲食店を含みます。)

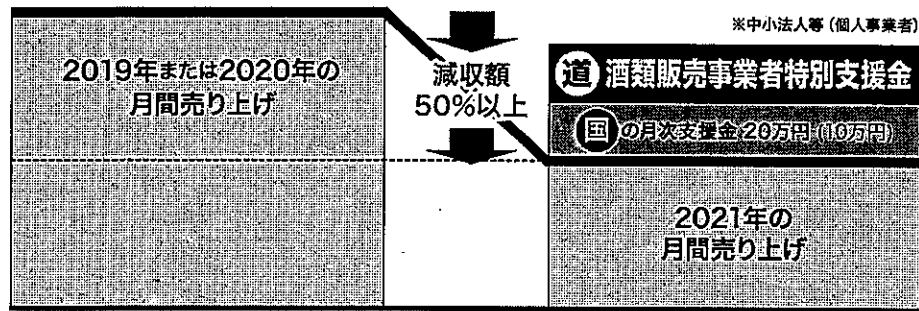
※2 酒類製造免許、酒類販売免許のいずれかを保有している事業者とします。免許通知書等のコピーが必要となります。

- ③ 当支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意志があること。

給付額

2021年 **5月6月8月9月**の各月において、売上減少額のうち、国の月次支援金の給付を受けてなお生じる不足分について下記の金額を上限として給付します。

中小法人等 上限 **20万円/月** **個人事業者** 上限 **10万円/月**



20万円(10万円) **上乗せ!!**
酒類販売事業者 特別支援金



道への申請は、国の月次支援金受給後。

お問合せ先

酒類販売事業者特別支援金事務局

平日 9:30 ~ 17:30 TEL: 011-798-0579

酒類販売事業者特別支援金

申請について

詳しくは道庁HPに掲載している「申請の手引き」をご確認ください。

申請手順

1 申請書類を入手

道庁HPからダウンロードまたは振興局や特定措置区域の市町村・商工会等で入手。

●酒類販売事業者特別支援金について(道HP)



道庁HP

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/syuruitokubetsu/shienkin.html>

2 申請書、宣誓・同意書に必要事項を記入

- ①申請書
1. 申請者基本情報
 2. 振込口座情報
 3. 申請金額
 4. 飲食店との取引情報等
- ②宣誓・同意事項を確認、自署

3 必要書類を準備

右記①～③の書類を準備する。
事務局が④の提出を求めた場合は、
④の書類を準備し、提出。

4 申請：書類郵送

①～③の申請書類を下記「酒類販売事業者特別支援金事務局」宛に郵送にて申請。

申請書送付先

〒060-8402

酒類販売事業者特別支援金事務局

※住所の記載不要

※簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの)で郵送してください(申請到達に関しては通知いたしません)。

※送料は申請者側でご負担願います。料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

必要書類

- ① 必要事項を全て記入済みの申請書
- ② 法人代表者または個人事業者本人が自署した宣誓・同意書
- ③ 国の月次支援金の給付通知書の写し
- ④ 基準月を含む事業年度(2019年または2020年)の確定申告書類等の控え

中小法人	・確定申告書別表一の控え ・法人事業概況説明書(表面・裏面(1ページ・2ページ))の控え
個人事業者(青色申告)	・確定申告書第一表の控え ・所得税青色申告決算書の控え(1ページ・2ページ)
個人事業者(白色申告)	・確定申告書第一表の控え

※所轄税務署に提出済のもの(收受日付印が押印されているものに限る)

※e-Taxの場合には受付日時の印字されていることまたは「受信通知(メール詳細)」が別途必要となります。

- ⑤ 2021年5月・6月及び8月・9月の各月単位の売上がわかる書類(売上台帳等、国の月次支援金申請時に提出した書類の写し)

※書式は問わないが、社名(屋号等)、年度、月の合計額が確認できる書式であること。

※日別・項目別等の詳細情報は不要です。

- ⑥ 法人または個人の確認書類

中小法人	・履歴事項全部証明書 ※申請の3カ月以内に発行されたものに限りです。
個人事業者	・本人確認書類 ※有効期限内の運転免許証、マイナンバーカード等

- ⑦ 通帳の写し

通帳の表紙および見開きページ(以下の情報が確認できるもの)

●金融機関コード ●支店コード ●口座種別 ●口座番号 ●口座名義人カナ表記

- ⑧ 酒類製造免許通知書、酒類販売免許通知書等の写し

※免許通知書の写し、または税務署が発行する「酒類製造・販売の免許に関する証明書」、または税務署の收受印が押してある社名・氏名・住所の記載があり、酒類製造・販売事業者であることが確認できる書類の写し

- ⑨ その他事務局が必要と認める書類

※事務局の指示等により追加で提出する上記以外の資料等

8月・9月分申請にあたり、5月分または6月分を申請している場合、宣誓・同意書、基準月を含む事業年度の確定申告書等の写し、履歴事項全部証明書、本人確認書類、通帳の写し、酒類製造免許等の写しの提出を省略することが可能です。

申請受付

5月・6月分

受付中～2022年1月31日(月)まで期間延長(1月31日の消印有効)

8月・9月分

2021年9月24日(金)～2022年1月31日(月)まで(1月31日の消印有効)